

論 説

多国籍銀行業の監督についての国際基準ミニマム

紀 国 正 典

I. B C C I スキャンダルと国際共同規制

1992年7月6日、バーゼル銀行監督委員会はG-10諸国の中央銀行総裁達の支持を得て、国際銀行業グループとそれらの国境を越えた営業拠点の監督に適用することでメンバー国が合意した「最低基準」を発表した。¹⁾

バーゼル銀行監督委員会とは、1975年にG-10諸国の中央銀行総裁達によって設立された銀行監督当局の国際的な委員会であり、国際決済銀行(B I S)に事務局がある。委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国の銀行監督当局と中央銀行の代表者から構成されており、現在の議長はニューヨーク連銀のE. G. コリガンである。委員会の目的は、一言でいえば、国際銀行業に対する監督・規制の国際的な枠組みの制定とそのための監督当局間の協力関係の促進である。

委員会が最初のそして緊急の仕事として着手したのは、銀行の在外拠点、つまり多国籍銀行業の監督方法を定める一連の諸原則を作成することであった。1975年に合意されたこの協定は銀行監督者の「コンコルダート」として知られるようになっている。その後、1983年に、委員会は、主に連結監督の原理を導入するため、1975年の「コンコルダート」を改訂した。さらに1990年に、「コンコルダート」が実際上どのように実施に移されるべきかをさらに明らかにすることを目的にして、1983年の文書への追録が発表された。それは認可、情報交流、銀行秘密規制、外部監査を取り上げたものである。²⁾

それらの国際的な協定は、G-10の先進国を中心とした銀行監督当局による合意であったが、1975年の「コンコルダート」さらに「改訂コンコルダート」のどちらも、1980年に設立されたオフショア地域の銀行監督者グループをはじめ、G-10以外のすべての主要な金融センターの銀行監督当局によって支持された。多国籍銀行業に対する国際共同規制として、国際的な認知を受けてきたのである。

ところが順調に発展してきたかに見えたそれらの国際協定に対する信頼を大きく揺り動かす重大事態が発生した。巨大多国籍銀行のバンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル（BCCI）の、金融史上最大といわれる不正による破綻である。バーゼル銀行監督委員会は、緊急に、これまでの枠組みの見直しと補強に取り組みざるを得なくなった。そして冒頭に述べた「多国籍銀行業の監督の最低基準」の発表ということに至ったのである。

それらの経緯・背景について、委員会は次の様に説明する。「最低基準は、1975年に最初に発表されたいわゆるバーゼル・コンコルダートを強化するため、定められたものである。その契機になったのは、国際的な銀行業活動が引き続き急速に成長している状況にあること、およびきわめて重大な問題を引き起こし有名になった国際銀行業会社、バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナルの監督についての経験を得られたことである」³⁾

本稿はこのIで「最低基準」発表に至った背景、とりわけBCCIに対する監督上の問題点を掘り下げ、次のIIでその「最低基準」の紹介と分析を行う。

1991年7月5日、米・英・仏・ルクセンブルクの金融当局は、BCCIに対して営業停止・資産凍結命令を下した。直接の処分の理由は巨額の粉飾会計であるが、麻薬資金取引がらみであったとされている。イングランド銀行の総裁が「杜風そのものが犯罪である」と批判したように、BCCIは史上空前の悪徳銀行であった。それはアラブ首長国連邦およびアブダビ政府を大株主とする銀行であるが、世界73ヶ国に約420もの営業拠点網を張り巡らした世界最大級の多国籍銀行である。ところが、その拠点ネットワークは、不正と犯罪などの違法行為とその隠ぺいのために使用されたのであった。それらの違法行為を分類すれば、①麻薬・武器売買・汚職資金の資金洗浄、②情実融資・粉飾決算な

どの銀行幹部の背任、③米CIAやテロリストの活動資金の送金と多彩である。さらに各国の政界や国際機関の要人との癒着も取り沙汰されている。⁴⁾

不正取引のための営業停止そしてその後の解散命令によって発生した被害は大規模なものである。69ヶ国の広い範囲の預金者に推定150億ドルもの損失を発生させたとの報道もあったが、その後1992年初めの清算決定とそれ以降の清算処理で最終的に確定した被害総額は、世界中に広がる債権者31万人、債権総額80億ドル強にのぼった。1992年10月に、世界に分散するBCCIの残余資産をプールし、各国の全債権者に均等に配分する多国間包括清算方式が最終決定され、補償問題の決着を見たが、これで回収できるのは、債権総額の3～4割程度だという。日本での被害は外為取引やBCCI東京支店への預金に絡んだもので、債権総額約500億円だが、上の補償計画で回収できるのは、150～200億円程度だと報じられている。⁵⁾

このようなBCCIの悪徳業務の数々と被害の甚大さを前にして、誰の目にも不思議に映るのは、なぜそれほど不正業務の続行が可能であったのか、なぜ世界の銀行規制・監督当局はこの事態を放置していたのか、ということである。

「本当に注意を向けられるべきは、規制当局—イングランド銀行および合衆国とその他の当該当局に対してである。BCCIが銀行を設立して以降20年もの間、かれらは何をしていたのか？ BCCIに最初の営業拠点を認めるべきでなかったし、まして国際金融市場の安定性を脅かすほどの業務をさせるべきでなかった」。国際世論の雰囲気も反映して、このような厳しい批判が金融雑誌の冒頭を飾った。⁶⁾

世界73ヶ国に広がるBCCIの営業拠点網は、それだけ多数の国の監督当局の規制下にあることを意味する。さらに重要営業拠点を構えている英国と米国はバーゼル銀行監督委員会の有力メンバー国である。このような状況にありながら、BCCIに規制の回避を可能にさせたのはなぜか。この秘密を解き明かす一つの鍵は、BCCIの国際的な経営組織の複雑性にある。⁷⁾

BCCIの正式名称は、バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル・S・A（ルクセンブルク）であるが、実はこの組織体は親銀行組織ではなく、ルクセンブルクに登録された名目的本社の子会社組織なの

である。その名目的本社は、オフショア市場として有名なルクセンブルクに、BCCI・ホールディングス・S・Aとして登録されており、しかも用心深いことに「銀行」持株会社の名称を使っていないという。この怪しげな持株会社の子会社として、BCCI・S・A（ルクセンブルク）は、ロンドンやニューヨーク、パリ、その他ヨーロッパや中東などに支店や子会社のネットワークを張り巡らしていたのである。

BCCI組織の複雑性はこれだけではない。ルクセンブルク所在の持株会社のもう一つの子会社として、バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル・オーバーシーズ（ケイマン・アイランズ）が、これもオフショア市場として名を馳せているケイマン島に登録され、前記のBCCI・S・A（ルクセンブルク）と2頭建ての馬車のごとくに、戦略拠点を形成していたのである。

そしてこのBCCI・オーバーシーズの方は、パナマ、ナイジェリア、エジプト、フロリダ、その他第三世界中心に、子会社網のネットワークを張り巡らし、自称「第三世界のための世界銀行」を売り物にできる基盤を築きあげていたのである。その外にもオフショア・センターであるオランダ領アンチル諸島に、アメリカの複数銀行持株会社の買収と所有のため、クレジット・アンド・コマース・アメリカン・ホールディングス(CCAH)が設立されていたという。

BCCIのその複雑怪奇な全体像を詳細に明らかにするにはまだ数年を要するといわれている。しかし、巧みに規制をすり抜けることを可能にした「からくり」を知るには、以上の簡単な基本構図で十分であろう。一見してそれは規制・監督の回避技術のオンパレードである。それこそ、このテクニクを芸術の域まで高めたといわれるBCCIの真骨頂なのである。

このテクニクは次の四つに分類することができよう。

第一に、オフショア金融センターの利用である。周知のようにオフショア金融センターは、税率の低さや諸金融規制の緩やかさ、ペーパー・カンパニー設立の容易性、さらに秘密保護法による営業・資産情報の秘密保持などの便宜・特典を有している。これらの便宜をBCCIは次の様に利用していると考えられる。

まずは規制の緩さや秘密保護法の恩恵にあずかって、オフショア市場を記帳の拠点として活用し、他の国や地域で発生した個々の金融取引およびその金融取引の源泉となる経済取引の隠ぺいのために利用する方法である。これは名目上の記帳であるから実際の業務や取引はロンドンやニューヨークなどの金融センターで日常通り自由に行われる。

次には実質の本社の所在地として利用する方法がある。子会社銀行を統括する本部あるいは親銀行を規制の緩いオフショア地域に配置し、統括本部に対する規制の回避・軽減を図るとともに、それによって子会社を含めたグローバル業務に対する規制の回避・軽減を狙う方法である。第三世界中心に活動している子会社銀行を統括する位置にあったケイマン島のBCCI・オーバーシーズの例がそれに当たるであろう。

さらに名目的本社の所在地として利用する方法もある。実質的な本部や重要な営業拠点が、会社設立の容易なオフショア地域に名目的本社を設け、その子会社という仮装によって、本部や重要拠点としての扱いでの現地における規制を回避・軽減する方法である。名目的本社に対するオフショア地域の規制は緩く、例えば連結監督が実施されようとも子会社に規制上の重大な影響を及ぼすことはない。この地域的特性の活用によって名目的本社がその名目たり得るのである。ルクセンブルクに設置されたBCCI・ホールディングス・S・Aがその例に当たるであろう。ちなみにロンドン支店が、事実上、実務上の本店として機能していたとも言われている。

第二のテクニックは、持株会社の利用である。

実質的な本部や重要な営業拠点が、本部や重要拠点としての扱いでの現地における規制を回避・軽減するため、別の国に営業機能をもたない持株会社を設立し、その子会社を装う方法である。

ちなみに名目的本社が営業機能をもつ限りその所在国における営業上の規制は免れないし、さらに親銀行と子会社銀行の間に営業上の関係がある限り連結監督による規制の影響を逃れることはできない。しかし名目的本社が所有に係わる持株会社であれば、この組織上の特性の活用によって、さらに一層その名目性が強化され、規制の回避・軽減に役立てることができる。ルクセンブルク

のBCCI・ホールディングス・S・Aやオランダ領アンチル諸島のクレジット・アンド・コマース・アメリカン・ホールディングス(CCAH)は、この典型的な例と考えられる。

事実上の本部や重要な営業拠点が、親銀行を通じたグローバル規制を回避するとともに自らに対する規制を軽減する方法は、上に述べた規制回避の地域的便宜と組織的便宜を結びつけ、本社としての実質性を完全に希薄にすることで完成する。すなわちオフショア・センターに名目上の本社の役割を果たす持株会社を設立することである。できれば事実上の本部や営業拠点との業務上の関係がさらに希薄になればなお完璧になる。ルクセンブルクのBCCI・ホールディングス・S・Aが、銀行持株会社の名称を使用していないのも納得できる。この持株会社は世界73ヶ国に広がるBCCIの多国籍銀行業の巨大なネットワークの名目上の頂点に位置するからである。そこはグローバル規制を回避するための最も重要な砦なのである。

第三に、最高度のテクニックと言えるものは、BCCIの多国籍銀行業の組織体系そのものである。

BCCIは、オフショア市場や先進国の金融センターは言うまでもなく、先進国、発展途上国を問わず世界の広い範囲にわたって営業拠点網を形成し、さらにそれぞれの地域や国の営業上・規制上の特性と便宜を組み合わせ、複雑に入り組んだ階層的な国際系列関係を組織することによって、その組織全体を包括する各国監督当局の規制能力や規制権限を封じ込めることに成功したからである。

営業拠点網がグローバルに広がり、より多くの国の規制管轄に関係するほど、それぞれの国の監督当局から組織の全体を把握する困難性は強まる。国境を越えた営業拠点に対して監督当局の直接の規制上の権限は存在しない。さらに各国の金融制度や規制上の格差も組織全体を把握するための障害になる。ネットワークそのものが規制の回避・軽減の一つの技術である。

したがって組織全体にグローバル規制を及ぼすためには、各国に広がる業務全体を統括する機能を持つ本部や親会社を押さえる必要がある。ところが、これまでに見てきたように、幾重にも階層の節目に築き上げられた、グローバル

規制の組織的・地域的な分断障壁のため、子会社所在国の監督当局はいうまでもなく、形式的な本部所在国の監督当局も実質的な本部所在国の監督当局も、B C C I の国際業務全体を把握し、十分な規制・監督を行うことはなかったのである。

英国の金融雑誌「バンカー」の次の意見は当を得ているだろう。

「B C C I は多くの規制当局の監督の下にあった。しかし事実上は、世界中の他のどのような銀行よりも規制が弱かったのである。それはアラブ首長国連邦の所有下にあり、パキスタン人によって経営されておりながら、ロンドンに本部を置き、ルクセンブルクに登録されていた。その実際の本国がどこかは論議を呼ぶ問題であり、そしてこのことが、この銀行に、単一規制当局による監督の回避を可能にさせたのである。B C C I を監視する監督当局の集団がありながら、B C C I は事実上規制の空白状態にあったのである。この単一の監督権限の不在は、数年、イングランド銀行を悩ませてきた。しかしこの問題の解決に失敗した。ある取引が自分達からは隠べいされていたのだ、という関係監督当局の叫びは納得できるものがあるが、しかし彼らは、監督の寄せ集めの続行を許すべきではなかった。この事件は、大規模な国際金融機構を十分に規制する上での、ルクセンブルクやケイマン島の様な監督基準の緩い管轄地域の無能力さを明らかにした。さらにそれは連結監督の有効性にも疑問を投げかけた。」⁸⁾

しかしながら、各国監督当局の綿密な連絡と協力関係を発展させ、B C C I の規制分断技術に対処することは十分に可能であった。

すでに、1975年の「コンコルダート」において、「いかなる銀行の在外拠点も監督を逃れるべきでないこと」、および「監督は十分であるべきこと」、という多国籍銀行業の監督の重要な二つの基本原則が合意されていた。そしてこの基本原則の実行のために、現地監督当局と親銀行監督当局が共同の責任を持つこと、さらに両当局の監督協力関係を促進すること、という二つの行動原則が定められていた。前者は、現地監督当局と親銀行監督当局の監督の詳細な分担関係として具体化されており、後者は、1990年の追録「コンコルダート」で、実施上の細目として、いっそう詳細に監督当局間の情報交流の促進を取り決め

た協定に具体化されている。そのうえ1983年の「改訂コンコルダート」は、上記の基本原則をいっそう明確なものにするとともに、親銀行監督当局による連結監督原則を打ち立て、多国籍銀行業に対するグローバル規制を強化させた。多国籍銀行業に対する国際共同規制として十分に妥当する方法が開発・発展させられたのである。

もっとも、先ほど見てきたように、B C C Iは、これらの動きに対抗し、巧みに「改訂コンコルダート」で発展させられた本国監督原則の空洞化を図ってきた。しかし、そうであっても、上記の合意された諸原則が、関係監督当局によって厳格に実行に移されていれば、B C C Iの創出した「監督の透き間」を埋めることは可能であった。すでに三つの「コンコルダート」には、持株会社を利用した「監督の透き間」に注意を払うべきこと、監督基準が不十分な国からの在外拠点は受け入れないこと、そうした地域への多国籍銀行業の進出を認可しないこと、連結財務情報の取得が制限されている地域への多国籍銀行業の進出を認可しないこと、健全性に問題のある多国籍銀行業について情報交換を強めること、などの諸措置は盛り込まれており、関係監督当局が積極的な姿勢で臨めば、事態の改善をみていたであろう。

「コンコルダート」の問題点は、方法ではなくその実行性にあった。第一に、それは何らの強制力のないガイドラインであること、第二に、委員会に所属する12ヶ国の合意であり、自動的に他の国に適用される訳ではないこと、第三に、監督基準の緩いオフショア市場が監督上の「透き間」として残されていること、第四に、各国の規制水準の格差、定義の違いが存在し、「十分な監督水準」の実行を妨げる要因であること、第五に、監督当局間の情報交換を妨げる「銀行秘密規制」が依然として存在し、完全な情報の入手が制限されていること、である。⁹⁾ 従来、指摘されてきたこれらの欠陥は依然として改善されていなかった。各国の監督当局の一致結束した国際共同規制は、掛け声だけに終わっていたのである。

第四のテクニックとして機能したのが、B C C Iに付け入ることを許したこの国際共同規制の不完全性・未成熟性であるといっても良いだろう。

II. 国際基準ミニマムとその有効性

さて、BCC Iの巧妙な手口に手玉に取られ、国際世論の厳しい批判を受けた後、バーゼル銀行監督委員会は、多国籍銀行業の国際共同規制のあり方について、どのような改善の処方箋を提起したのだろうか。

バーゼル銀行監督委員会は、これまでの「国際銀行業の監督に関する協力関係の取り決め」の再検討から始めた。そしてコンコルダートの諸原則と追録そのものは現在でも有効ではあるが、その実施面に問題があったことを率直に反省したのである。委員会は次のようにいう。「コンコルダートの諸原則とその追録は今でも有効であると考えられるが、これらの諸原則が実際に適用されることを確実ならしめるためには、いっそうの努力が必要であることを、当委員会メンバーは、現在、認めている。」¹⁰⁾

このことの意味には大きなものがある。これまで「コンコルダート」の諸原則が厳格に適用されてこなかったことを、バーゼル銀行監督委員会に参加する銀行監督当局自身が、公式文書で認め、それを公にしたからである。

その反省の上になんて、「コンコルダート」の諸原則のいくつかを、G-10監督当局それぞれが遵守を求められる「最低基準」として再定式化することになった。そして四つの原則を選び出し、それについての遵守度を強めようとする措置を講じたのである。これが、多国籍銀行業の監督に関する四つの国際基準ミニマムである。

もっとも、後に見るように、明快な四つのミニマム原則に絞り込んだとはいえ、その内容は具体的・細目的ではなく、包括性・裁量性の高いものである。この事情について委員会は次の様に説明する。「委員会で到達した以前の申し合わせ、とりわけ1988年の自己資本規制の合意と同様、基準は、それぞれの国の法律上そして制度上の相違を考慮して、実施上の柔軟性を認める必要がある。この理由から、基準は、一般的な言葉で、慎重に表現されている」¹¹⁾

この包括性が監督方法としての総合的有効性を高める要因になるのか、それともその裁量性さらに実施上の弾力性が基準の実行性を妨げる要因になるかは、後ほどふれるように、重要な論点であろう。しかし「最低基準」としての取り

扱いである以上なんらかの義務性が強まるであろうこと、さらにBCCIスキャンダルで大失態を演じた先進国の監督当局の名誉回復もかかっていることを考えれば、それらが今後の多国籍銀行業の監督の最も重要な基本原則になることは、確実である。

なお、「コンコルダート」の「追録」である「銀行監督当局間の情報交流」についても再検討が行われ、最低基準化が試みられた。しかし、「監督当局間で可能な情報共有の質と程度は、多くの場合、ケース・バイ・ケースで決定していかなければならない」との理由で見送られている。そしてそれに代わって、「1990年4月の追録と矛盾のない様、監督当局は、国際銀行業にかかわるすべての健全度諸問題について、そしてとりわけ不正活動、犯罪活動、あるいは銀行法違反を立証するための調査に関して、他の国の監督当局と最大限の努力で協力するべく、確実な約束を行うべき」との申し合わせが文書に盛り込まれた。¹²⁾ そのうえ委員会自ら監督当局間の情報共有の障害を低めるための努力を続けることを唱いあげている。

ではどの様な国際基準ミニマムが設定されたのか、それについて検討してみよう。正式名称は「国際銀行業グループとそれらの国境を越えた営業拠点の監督のための最低基準」である。その基本的内容は次の四基準に要約されている。

1. すべての国際銀行業グループおよび国際銀行業は、連結監督を十分に実行できる本国監督当局によって監督されるべきである。
2. 国境を越えた銀行の営業拠点の創設は、現地監督当局と本国監督当局——銀行の本国監督当局、さらに本国が異なる銀行業グループが存在する場合にはその本国監督当局——双方からの、事前の承認を得るべきである。
3. 監督当局は、かれらが本国監督者の立場にある銀行の、あるいは銀行業グループの国境を越えた営業拠点から、情報を集める権利を保有する。
4. もし、現地監督当局が、前述の最低基準のいずれか一つが満足のいくように満たされていないと決定するならば、現地監督当局は、これらの最低基準と整合性をもった健全度上の配慮を行うため、銀行の営業拠点の創設

禁止を含め、必要な制限的措置を課することができる。

ここに、「最低基準」としてまとめあげられた多国籍銀行の監督方法は、「多重的本国監督主義」とでも表現できるものである。つまり、多重な補強手段に支えられた本国中心の監督方法である。

第一に基準ミニマムは、本国監督当局による連結監督を多国籍銀行業の監督の基本的手段に位置づけ、その十分な連結監督に服させることを多国籍銀行業の監督の基本原理に改めて設定したものである。それが第1基準である。

委員会は次のように説明する。「基本的に最低基準は、今後いかなる国際銀行業も、有効な連結監督に服することなしには営業は不可能であることを、いっそう確実にするために定められたのである。」¹³⁾

しかし、これは何も目新しい方法ではない。既に、バーゼル銀行監督委員会は、1978年に連結監督の有効性について勧告を行い、その後それを受け、1983年に、本国中心の連結監督を基本に「コンコルダート」を改訂している。ところが、それが今回BCCI事件によってその有効性に問題ありと検証されたのであった。その蒸し返しという訳にはいかない。

今回再登場した連結監督方法は、その有効性を高めるための補強手段・補完手段を伴い、それを「最低基準」に組み込んで、グローバル規制能力を強化させた点に、新しい特徴がある。この補強・補完手段によって、BCCI事件がその教訓を与えることになった規制回避の抜け道を遮断しようというのである。

第1基準の本文には、連結監督の有効性を損なう要因と、それを防止するために本国監督当局に必要とされる補強手段が列挙されている。

本国監督当局は、(a)多国籍銀行業のグローバル業務の財務と健全度に関する情報を連結して受け取ることができ、その情報の信頼性を立ち入り検査などの手段で検証でき、そしてその情報から多国籍銀行業の安全度と健全度を評価できなければならない、(b)連結監督を妨げる法人系列関係や組織構成を防止できる能力を持たなければならない、(c)在外拠点の創設を禁止できる能力を持たなければならない、のである。多国籍銀行業の本国の立場に立つことの多い先進国の監督当局が、これら三つの側面について規制強化の姿勢を見せれば、

それだけでも連結監督体制は万全なものになるであろう。

とりわけ連結監督にとって重要なのは、(a)の連結財務情報の収集・検証・評価であるが、そのうち情報収集・検証については本国監督当局だけでなく、現地監督当局の協力が伴わなければ達成は困難である。そのためであろうと思われるが、この部分は改めて項を起こされ、第3基準に、「国境を越えた営業拠点から情報を集める権利」としてまとめられている。そこには、本国監督当局と現地監督当局の間で、「情報交換と検証」の二国間協定を結び、その協定締結国の範囲内だけに多国籍銀行業の進出を認めようとする方策が提起されている。これも連結監督の有効範囲に多国籍銀行業の活動を制限する補強手段である。

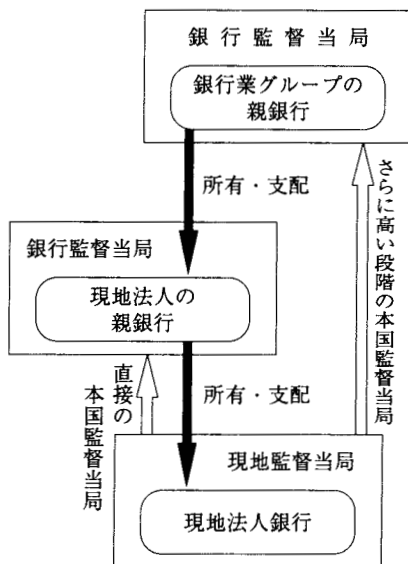
第二に基準ミニマムは、多国籍銀行業の階層的ネットワークに対抗するため、複数本国からなる監督体制を構え、その重層的効果によって、グローバル規制を強化しようとするものである。

BCCIに典型的にみられた様に、規模の大きな多国籍銀行業はグループ全体の本部機能を持つ親会社と、組織の中間段階に、親会社の支配下にありつつ下部の現地法人銀行を統括する本部機能をもつ中間会社を所有する場合がある。親会社が名目的なものに設定されている場合には、この中間本部は事実上の頭脳本部として機能することになろう。ところがこの中間本部の所在する国の監督当局が、銀行業グループの親会社の監督当局に対して現地監督当局の立場に立つ場合には、受け入れた中間本部に対して、現地拠点の扱いでの、そしてその範囲での監督を行うに留まる。ここにグローバル規制の透き間が生まれる訳であるが、中間本部が実質的本社機能を持つ場合にはその透き間はいっそう拡大する。

この対策として基準ミニマムは、下部の現地法人銀行の立場からみて、中間本部の所在する国の監督当局を「直接の本国監督当局」、銀行業グループ本部の所在する国の監督当局を「さらに高い段階の本国監督当局」と設定し、この複数本国体制によってその透き間を埋めようとするのである（第1図参照）。

「最低基準」の本文は、次の様にいう。「銀行業グループはますます複合的な組織に成りつつあり、そしてそれらの内部に所有のいくつかの階層性を持つ場

第1図 多国籍銀行の所有の階層性と監督関係



合もある。ある場合には、一銀行業グループに対して連結監督を実施する本国監督当局が、グループ本部の銀行と現地法人銀行に対して直接に監督上の責任を持つ監督当局でもあるだろう。しかし他の場合には、一方で、銀行業グループ全体に対して連結監督上の責任を持つ監督当局が存在し（この場合、銀行業グループの本国監督当局ということになる）、そして他方で、銀行業グループによって所有され、支配されている個々の銀行（そしてその銀行自身の現地法人）に対して、連結監督上の監督責任を持つ別の監督当局が存在することもあろう（この場合、銀行の本国監督当局ということになる）。…略…現地監督当局は、直接の本国監督当局とさらに高い段階の本国監督当局というこれらの違いについて、注意しなければならない。』¹⁴⁾

かくして中間本部の所在する国の監督当局は、今では、本国としての監督機能を義務づけられ、中間本部に統括された現地法人に対して本国の立場からの監督機能を強化しなければならない。それに加えて、複数本国の監督当局と現地監督当局の三者の重層的連携強化、例えば次にみる監督当局三者による事前

規制の強化など、が加われば、組織の階層性を利用した規制回避に対する対抗策は万全のものになろう。

第三に基準ミニマムは、以上の複数本国による連結監督体制をいっそう補強するため、事前規制の強化を提案する。これが第2基準と第4基準である。

第2基準は、多国籍銀行が国境を越えた営業拠点を創設する場合に、受け入れ現地監督当局、営業拠点の直接の本国監督当局、さらに銀行業グループの本国監督当局の三者の事前の承認を得るべきことを定めている。その際の判断基準は、(a)自己資本の充実度、(b)リスク管理体制の適切性、の二つに重点を置くべきこととある。その点が不十分である銀行の在外拠点の創設を制限し、多国籍銀行業の安全度・健全度を高めていく意図である。

さらに第2基準の本文では、在外拠点に対する監督分担のあり方について提案されている。それによれば、「コンコルダート」で定められた原則が基本であるのだが、もしそれを不相当と考える監督当局は、新しい方式を取り決めるための事前協議を主導する責任を持たなければならないのである。しかし、新しい複数本国体制下で、以前の「コンコルダート」の監督分担原則がそのまま妥当するとは思われぬし、ケース・バイ・ケースの二国間協議に委ねるのも、監督分担の不統一性という点で問題が残る。多国間テーブルで、ある程度そのあらしを具体的に取り決めておく必要があったのではないだろうか。

第4基準は、現地監督当局の立場からの、受け入れ事前規制である。次の三条件が満たされていない場合、現地監督当局は多国籍銀行業の在外拠点の受け入れを認めるべきではないのである。

第一に、受け入れ在外拠点の本国が、現地監督当局との間で情報収集の二国間協定を締結した国であること、第二に、進出の承認が適切な本国監督当局によって行われていること、第三に、多国籍銀行の親会社が連結監督の実施能力を持っている本国監督当局の監督の下にあること、である。第一の条件は、すでに第3基準において、在外拠点の進出と受け入れの条件として設定されているが、ここでは現地監督当局の立場から繰り返されたものである。

これらの三条件は本国の連結監督の有効性を高めるための補強手段として、現地監督当局に委ねられた規制強化策である。しかもこの方法によって、オフ

シヨア市場や規制の緩い地域に本部機能を構える多国籍銀行業の受け入れを制限することが可能になる。規制上の地域的特性を利用した多国籍銀行業の規制回避策に対する強力な対抗手段なのである。

なお本国の監督が不十分である場合にも、現地監督当局が、在外拠点の営業に制限を課すなどして、本国に代わって十分な監督を遂行できる時には、受け入れが認められている。

さて、これで「基準ミニマム」の紹介と分析を終えるが、以上の分析から明らかになったように、多国籍銀行業の規制回避策に対抗しグローバル規制の「透き間」を埋める監督方法として、この、多重的な補強装置を携えた複数本国による連結監督方法は十分な有効性を備えている。

しかし、問題となるのは、「コンコルダート」の場合と同様、その実行性である。「コンコルダート」の欠陥として前に挙げたもののうち、とりわけ問題となるのは、強制力がないこと、12ヶ国だけの合意であること、規制の緩いオフショア・センター国や途上国の参加が限られていること、である。今回の「最低基準」の合意は、これらの欠陥をどのように改善しているのだろうか。

その点で、「最低基準」の有効性を危ぶむ意見もすでに現れている。¹⁵⁾

第一に、中東、アジア、中南米などの途上国の緩い銀行規制という根本的な問題は解決されていない。

第二に、合意は今後海外展開する銀行に適用するので、現在すでに多国籍化している銀行の監督強化策として十分機能しない可能性がある。

第三に、合意では本国監督当局が在外拠点の情報を収集する権限を明記したが、スイス、シンガポールなどの当局は外国当局の検査を認めていない。スイスは合意には加わったが、検査立ち入りについて明確には合意していないという。

「コンコルダート」について指摘したのと同様、実行面での課題を抱えているのである。しかも上の第二で指摘された懸念は、事前規制としての「最低基準」を根本から有名無実化してしまう恐れもある。

しかし他方で、「最低基準」が有効な真の「国際基準ミニマム」に発展していくと期待できる材料も存在する。

第一に、今回の合意は、関係監督当局に対する国際世論の厳しい批判を背景

に、そして今後、世界の預金者や投資家の強い監視の下で実行性をモニターされる環境を伴っての、再出発であったということである。監督上の怠慢から、預金者や投資家にまたもや大損害を与えることはもう許されない。

そのことが、先にも述べたように、義務性を高めた「最低基準」としての取り扱いに現れているのである。前回の合意の「コンコルダート」の性格は、「メンバー国がかれらに可能な方法で実施を約束した最も実行性のあるものを勧告したガイドライン」であった。ところが、今回の「最低基準」の文書には「ガイドライン」という用語は見あたらない。少なくとも勧告よりは強い拘束性をもつ合意文書のように思われる。今回、監督当局に要求された課題は大きいと考えなければならない。文書は次のようにいう。「バーゼル委員会に参加している監督当局は、それぞれの国における監督上の取り決めが可能な限り基準を満たすことを確実にしめるため、必要な措置を取るであろう。」¹⁶⁾「ある監督当局にとっては、これらの新しい基準に従うためには、最初に法令上か行政上の変更を行う必要があるかもしれない。」¹⁷⁾

バーゼル銀行監督委員会を構成する銀行監督当局が「最低基準」の遵守を厳格に実行するだけでも、その規制効果には絶大なものがある。委員会メンバーの12ヶ国は近代的で先進的な主要国際金融市場の所在国である。そこに位置する監督当局が、本国監督当局者の立場から、規制・監督が不十分である地域への在外進出やそこに所在する在外拠点に対して厳しい監督態度で臨み、および現地監督当局者の立場から、規制・監督が不十分である地域からの受け入れを制限するか、監督を強める態度を一貫させれば、その波及効果は大きく、世界の国際金融市場の安全性・健全性水準を一段と引き上げる作用を持つであろう。

第二に、委員会は、今後の活動として、国際銀行業の監督の協力関係を強める継続的努力の一環として、メンバー国の「最低基準」の実施状況と経験をモニターすること、さらに、この報告書を世界中の銀行監督当局に配布し、彼らに「最低基準」の遵守を強く求めていくことを文書で約束していることである。

この活動成果は、すでに現れている。1992年10月8日、カンヌで開催された第7回世界銀行監督者会議で、バーゼル銀行監督委員会は、途上国に対し多国籍銀行の監督の強化と「最低基準」の順守を求めたが、途上国側は協力の意図

を表明したのである。具体的な監督項目については、B I Sで協議し途上国に提示するという。¹⁸⁾

第三に、今回の事件を契機に、世界の預金者や投資家が、リスク（損失の可能性）に対して敏感になり、単一監督体制の下にないことに伴う多国籍銀行業の潜在的リスク、および規制・監督の分断体制から生じるリスクに対して警戒感をもつようになったことである。B C C Iが残した唯一の貢献だといえる。

そのことは、今後、国際的なレベルで、多国籍銀行業に対する選別行動と規制・監督者に対する裁定行動が強まることを意味する。本国の監督水準が不十分な多国籍銀行業は資金調達面で高いコスト（リスク・プレミアム）を支払わされるのである。規制・監督の不十分な国際金融市場も資金逃避とその防止のリスク・プレミアムを負担させられる。すでに今回の事件の後、規制水準の低い途上国を本国とする多国籍銀行業や途上国の国際金融市場は資金調達面で困難になり、その点で競争上不利な状況に置かれたと報じられている。

世界の規制・監督者の監督水準が、安全性・健全性という選択基準で、国際的に格付けされる時代を迎えたのである。¹⁹⁾ 規制の緩さを武器にグローバル・マネーを引き付ける時代ではなくなった。安全性・健全性のインフラ整備をめぐって各国の国際金融市場が競い合う時代が到来しつつある。

以下、「国際銀行業グループとそれらの国境を越えた営業拠点の監督のための最低基準」を全訳した資料である。²⁰⁾

国際銀行業グループとそれらの国境を越えた 営業拠点の監督のための最低基準

バーゼル銀行監督委員会

I. はじめに

1975年に、バーゼル委員会は、銀行の在外拠点の監督に関する諸原則を定めた報告書について、G-10諸国の中央銀行総裁達の合意を得た。これらの取り

決めは、その後1983年に改訂され、今ではいわゆる「コンコルダート」として広く知られるようになっているのであるが、それは最も実行可能なガイドラインとして勧告されており、当委員会メンバー国がそれぞれに可能な方法によって、実施にむけての作業を約束したものであった。その後、1990年4月に、これらの諸原則の一定の実施面について詳細に検討が行われ、その結果は「コンコルダート」に追録された。

最近の事態の進展を受け、当委員会は国際銀行業の監督に関する協力関係の取り決めについて再検討してみた。「コンコルダート」の諸原則とその追録は今でも有効であると考えられるが、これらの諸原則が実際に適用されることを確実にしめるためには、いっそうの努力が必要であることを、当委員会メンバーは、現在、認めている。それゆえ、これらの諸原則のうちのいくつかは、以下に記述されるように、G-10監督当局それぞれが遵守を求められる最低基準として再定式化されることになった。

バーゼル委員会に参加している監督当局は、それぞれの国における監督上の取り決めが可能な限り基準を満たすことを確実にしめるため、必要な措置を取るであろう。さらに、当委員会は、国際銀行業の監督の協力関係を高める継続的努力の一環として、いっそうの改善が必要かどうかを確認するため、それらを実施するについてのメンバー国の経験をモニターするであろう。当委員会は、この報告書を世界中の銀行監督当局に配布する予定であり、そして彼らに、最低基準を遵守するについて当委員会に参加している監督当局と行動を共にすることを強く求めるものである。

当委員会は、監督当局間の継続的な連絡と協力関係のための実施上のガイダンスを定めた1990年4月の、「コンコルダート」への追録「銀行監督当局間の情報交流」についても再検討してみた。当委員会の結論は、監督当局間で可能な情報共有の質と程度は、多くの場合、ケース・バイ・ケースで決定していかなければならないこと、そして現時点において、最低基準としての表明は有益ではないということである。しかしながら、1990年4月の追録と矛盾のない様、監督当局は、国際銀行業にかかわるすべての健全度諸問題について、そしてとりわけ不正活動、犯罪活動、あるいは銀行法違反を立証するための調査に関し

て、他の国の監督当局と最大限の努力で協力するべく、確実な約束を行うべきものと、当委員会は考える。加えて、当委員会およびそのメンバー国は監督当局間の情報共有の障害を低めるための努力を続けるであろう。

II. 監督の最低基準

銀行業グループはますます複合的な組織に成りつつあり、そしてそれらの内部に所有のいくつかの階層性を持つ場合もある。ある場合には、一銀行業グループに対して連結監督を実施する本国監督当局が、グループ本部の銀行と現地法人銀行に対して直接に監督上の責任を持つ監督当局でもあるだろう。しかし他の場合には、一方で、銀行業グループ全体に対して連結監督上の責任を持つ監督当局が存在し（この場合、銀行業グループの本国監督当局ということになる）、そして他方で、銀行業グループによって所有され、支配されている個々の銀行（そしてその銀行自身の現地法人）に対して、連結監督上の監督責任を持つ別の監督当局が存在することもあろう（この場合、銀行の本国監督当局ということになる）。これは例えば次の場合に起こり得るのである。ある国で認可を受けた銀行現地法人が、第二の国に営業拠点の設置を求めているが、それ自身は、第三の国で本国による連結監督を受けている銀行業グループによって所有されている場合である。現地監督当局は、直接の本国監督当局と、さらに高い段階の本国監督当局という、これらの違いについて、注意しなければならない。特別に明記しない限り、本国監督当局という用語は両方のタイプの監督当局を含んでいる。

次の4つの最低基準は、それぞれの監督当局が他国の監督当局とどのような関係にあるかを、かれら自身で判断して適用することになる。とりわけ、一銀行や銀行業グループによってその管轄下に進出を求められている現地監督当局は、その銀行や銀行業グループの本国監督当局¹⁾がこれらの最低基準を満たすに必要な能力を持っているかどうかの決定を必要とされる。この決定を行うにあたって、現地監督当局は、他国の監督当局の法令上の権限、過去に置ける彼らとの関係、そして行政行為の範囲について調査するべきである。ある監督当局にとっては、これらの新しい基準に従うためには、最初に法令上か行政上の

変更を行う必要があるかもしれない。それゆえ、これらの基準の一つかあるいはそれ以上を満たすに至らない監督当局にとっては、これらの最低基準のすべての面を満たすに必要な能力を身につけるため、積極的に活動できる範囲についてあらかじめ承認を得ておくべきである。

注)

1) いくつかの国においては、監督上の責任が二つあるいはそれ以上の監督当局の間で分担されている。ここで使用されている「監督当局」という用語は、いかなる国についてであれ、すべての関係監督当局を含めて使用されている。

1. すべての国際銀行業グループおよび国際銀行業は、連結監督を十分に実行できる本国監督当局によって監督されるべきである。

国境を越えた銀行の営業拠点創設が維持されるための条件は、当該銀行が、さらに本国が異なる銀行業グループが存在する場合には銀行業グループが、連結監督の実施能力のある監督当局の監督下にあることを、現地監督当局が確信できることである。この最低基準が満たされるためには、本国監督当局は、(a)銀行の、あるいは銀行業グループのグローバル業務の財務と健全度に関する情報を連結して受け取らなければならないし、この情報の信頼性を立ち入り検査やその他の手段で満足のいくように検証できなければならないし、そしてその情報から銀行の、あるいは銀行業グループの安全度と健全度を評価できなければならない、(b)連結財務情報を保持するための努力を無駄にしまいかあるいは銀行または銀行業グループの有効な監督を妨げる法人系列関係や組織構成を防止できる能力を持たなければならない、(c)銀行による、あるいは銀行業グループによる特定の管轄への在外拠点の創設を、禁止できる能力を持たなければならない。

2. 国境を越えた銀行の営業拠点の創設は、現地監督当局と本国監督当局—銀行の本国監督当局、さらに本国が異なる銀行業グループが存在する場合にはその本国監督当局—双方からの事前の承認を得るべきである。

現地監督当局による、国境を越えた銀行の営業拠点の受け入れの承認は、適切な本国監督当局が、銀行の、あるいは銀行業グループの在外進出に対して承

認を与えた後に初めて、考慮されるものである。本国監督当局による在外進出の承認は、通常、現地監督当局による受け入れ承認を事後に受領することを条件としている。かくして、現地監督当局と本国監督当局—銀行の本国監督当局、さらに本国が異なる銀行業グループが存在する場合にはその本国監督当局—双方からの承認を得られない場合は、国境を越えた進出は許可されないであろう。手続きとしては、まず現地監督当局が、拠点創設を要求する営業体に直接に責任を持つ監督当局によって承認が与えられたことをその監督当局に確かめるべきであり、次には、その承認を与えた監督当局が、さらに高い階層の監督当局、できれば銀行業グループの構成部分として営業体に対し連結監督を実施できる監督当局によって承認されていることを、確かめるべきなのである。

受け入れ申請と進出申請を検討するに際し、銀行の安全度と健全度はその総合的な条件によって判断されるべきであるが、最低限度、現地監督当局と本国監督当局は、(a)銀行の、そして銀行業グループの自己資本の充実度、(b)銀行と銀行業グループが現地と連結ベースで実施している有効なリスク管理の体制と実施手続きの適切性、に重点を置くべきである。これらの二つの基準の判断にあたって、現地監督当局は、申請のあった営業拠点に対し親銀行が提供できる支援の水準について、特に関心を払うべきである。

大多数の国際銀行業グループの営業活動は、伝統的な監督範囲をますます超越する。個々の諸活動とその諸結果については、法人形態や銀行業グループの本部事務所の所在地を特に顧慮しなくても、集権的あるいは分権的方法で、管理することができる。このため、国境を越えた営業拠点の創設に承認を与える前に、現地監督当局および銀行そして銀行業グループの本国監督当局は、それぞれ、「コンコルダート」で勧告された監督責任の分担方法を再検討し、それを申請のあった営業拠点に適用することが適切かどうかを決定するべきである。

もし、営業拠点の申請した活動あるいは銀行の、または銀行業グループの管理組織の所在と構成の結果に照らして、「コンコルダート」で示された監督責任の分割が不適切であると、どちらかの監督当局が結論するならば、その時、その監督当局は他の監督当局との協議を主導し、諸活動全般あるいは特別な活動に関してどちらの監督当局が第一義的責任を持つ最適な位置にあるかについ

て、双方で厳密な申し合わせに到達させる責任を持つ。同様の検討は、銀行の、あるいは銀行業グループの諸活動や組織構成に重要な変更が生じたならば、すべての監督当局が着手すべきである。

どちらかの監督当局の側での無反応は、「コンコルダート」で定められた責任分担を受け入れたものと解釈されるであろう。それゆえ、それぞれの監督当局は、「コンコルダート」で定められた責任分担を受け入れるか、あるいは現下のケースについて別の責任分担方法を取り決める協議を主導するか、どちらかを熟慮のうえ、選択する責任がある。

3. 監督当局は、かれらが本国監督者の立場にある銀行の、あるいは銀行業グループの国境を越えた営業拠点から、情報を集める権利を保有する。

国境を越えた銀行の営業拠点の創設に対して、受け入れや進出の承認を与える条件として、監督当局は他の監督当局との間で、それぞれの管轄下で認可を受けるかあるいは法人組織として設立された銀行の、あるいは銀行業グループの、お互い他の管轄下に所在する国境を越えた営業拠点から、立ち入り検査やその他受領者の満足のいく方法で、本国による有効な監督に必要な情報をそれぞれが集めることができる旨の申し合わせを定めるべきである。したがって、今後の現地監督当局による受け入れの承認は、一般に、銀行の、あるいは銀行業グループの本国監督当局との間で、銀行の、そして銀行業グループのそれぞれの在外拠点から情報を集める事ができる旨の申し合わせが存在することを条件とするべきである。同様に、本国監督当局による進出の承認は、一般に、現地監督当局との間に、そのような申し合わせが存在することを条件とするべきである。そうした二国間協定によって、すべての本国監督当局が、かれらの銀行の、そして銀行業グループの国境をこえた営業拠点の財務状況を検証する能力を改善することができるのである。

4. もし、現地監督当局が、前述の最低基準のいずれかが満足のいくように満たされていないと決定するならば、現地監督当局は、これらの最低基準と整合性をもった健全度上の配慮を行うため、銀行の営業拠点の創設禁止を含め、必要な制限的措置を課することができる。

外国の銀行や銀行業グループによる営業拠点の創設に承認を与えるかどうかを考慮する際に、あるいはその承認を求める外国の銀行や銀行業グループによるそれ以外の申請を検討する際に、現地監督当局は、銀行あるいは銀行業グループが、これらの最低基準を満たす能力を持っている—あるいはそれを確立させるため積極的に努力している—監督当局の連結監督に服しているかどうかを、決定するべきである。第一に、現地監督当局は、国境を越えた営業拠点から情報を集めるための相互の申し合わせを取り決めた国の管轄下で、銀行あるいは銀行業グループが認可を受けたのか、あるいは法人組織として設立されたのかどうかを、決定するべきである。第二に、現地監督当局は、進出の承認が適切な本国監督当局によって行われたかどうかを、決定するべきである。第三に、現地監督当局は、銀行が、さらに本国が異なる銀行業グループが存在する場合には銀行業グループが、連結監督の実施能力を持っている本国監督当局によって監督されているかどうかを、決定するべきである。

これらの最低基準が個々の銀行あるいは銀行業グループに関して満たされていない場合、そして当該本国監督当局がこれらの基準を満たす努力を始める意思がないか不可能である場合には、現地監督当局は、その銀行あるいは銀行業グループによる国境を越えた営業拠点の、自国管轄下への創設を禁止するべきである。しかし、別の選択として、現地監督当局がその自由裁量で、拠点業務の範囲と内容に健全度上の配慮を行うために必要で適切と思われる制限を課し、そうした銀行や銀行業グループの拠点設立を許可することは可能である。しかしその場合は、現地監督当局自身が、銀行あるいは銀行業グループの現地拠点に対して、「現地限りの」連結方法で、十分な監督を実施する責任を受け入れることが必要条件である。

したがって、もし銀行あるいは銀行業グループがこれらの基準の求める監督

と監督協力の水準に服していない場合、そして当該監督当局が必要な能力を確立するために積極的に努力していない場合には、その銀行あるいは銀行業グループがこれらの最低基準を遵守している監督当局の管轄下に進出を許されるのは、現地監督当局自身がこれらの最低基準と整合性をもち、銀行あるいは銀行業グループの現地拠点に対して監督を遂行する責任を受け入れる場合だけである。

(バーゼル、1992年6月)

注)

- 1) バーゼル銀行監督委員会 (Basle Committee on Banking Supervision) は、イギリス時間の1992年7月6日、「最低基準」のプレス・ステートメントと合意文書を発表した。文書の原文は、Basle Committee on Banking Supervision “Minimum Standards for the Supervision of International Banking Groups and their Cross-Border Establishments” (June 1992) である (以下、“Minimum Standards”と略す)。なお、*The World of Banking*, July-August 1992, pp. 29-32, にも全文が掲載されている。ただし、表題は、“Minimum Standards for Supervising International Banking Groups and Their Cross-Border Establishments” に変更されている。また、プレス・ステートメントは Summary として、文書の本文は、Detailed Report として掲載されている。本稿では原文を使用した。
- 2) バーゼル・コンコルダートの変遷の経過とその詳細な検討、および三つのコンコルダートの全文の翻訳資料については、拙稿「多国籍銀行の監督に関するバーゼル・コンコルダートの変遷と意義」高知大学経済学会『高知論叢』第45号、1992年11月、を参照のこと。なお、この訳文についてはバーゼル銀行監督委員会は関知していない。
- 3) Basle Committee on Banking Supervision “Press Statement”, July 1992, p. 1. (以下、“Press Statement” と略す)。
- 4) 日本経済新聞、1991年8月9日付け特集記事「広がる波紋—BCCI スキャンダル」。元米国防長官であり、米国の有力地銀、ファースト・アメリカン・バンク・シェアーズ (FAB) の前会長であったクリフォード会長が、BCCI から不正報酬を受取り、FAB株の買占めを促していた疑いで起訴されている。日本経済新聞、1992年7月3日付け記事。

事件についての外国雑誌の報道を詳細にまとめたものに、永川秀男「世界最大の金融不祥事、BCCI 事件の行くえ」『国際金融』1991年11月1日号、11月15日号、12月1日号。そこにはBCCIの悪徳銀行ぶりも赤裸々に明らかにされている。そ

れによると、スタッフ1,500名の「ブラック・ネットワーク」と称する実行部隊があり、武器取引、贈賄、スパイ、ゆすり、麻薬取引を担当。コロンビアの麻薬取引、サダム・フセイン、マルコス、ノリエガ將軍との政治取引もあったという。その他参考資料は、*The Banker*, August, September, 1991. January, June, November, 1992. とくに、September, 1991 にはB C C Iの設立から事件の経過に至る詳しい年表が掲載されている。

5) 日本経済新聞, 1992年10月7日付け記事, 同月24日付け記事。

日本における損害は、日本興業銀行がB C C Iとの円・ドルの外為取引で、振り込んだ40億円の対価の3千万ドルが受取不能になったこと、B C C I東京支店に大口預金として運用されていた石川島播磨重工業グループの137億円、東京商銀信用組合の125億円、日本信用ファイナンスの70億円、堀田産業の25億円が引出し不能になったことである。

B C C Iは世界中に多くの支店ネットワークをもち(とくに中東やアフリカに集中しているが)、それを利用して貿易金融と信用状業務の多くを手掛けていた。突如の閉鎖によって、B C C Iが世界中につくりだした信用コルレス関係がどのように影響を受けたのかを検討した研究は、“BCCI and Documentary Credits”, *Butterworths Journal of International Banking and Financial Law*, March 1992, pp. 110-112.

6) *International Financial Law Review*, Augusts 1991, p. 2.

7) B C C Iの経営組織の実態については、永川氏の研究成果に負う。永川秀男「世界最大の金融不祥事、B C C I事件の行くえ」『国際金融』1991年11月1日号、12頁。

8) *The Banker*, September 1991, p. 12.

9) 拙稿、前掲論文、246頁。

10) “Minimum Standards”, p. 1.

11) “Press Statement”, p. 2.

12) “Minimum Standards”, p. 2.

13) “Press Statement”, p. 1.

14) “Minimum Standards”, p. 2. なお世界約60ヶ国の証券監督者で構成される証券監督者国際機構(I O S C O)も、1992年10月27日の総会で「金融コングロマリットの監督に関する決議」を採択し、多国籍金融機関に対する監視を強化するという。日本経済新聞, 1992年10月21日付け記事。

15) 日本経済新聞, 1992年7月7日付け記事と解説。

16) “Minimum Standards”, p. 1.

17) “Minimum Standards”, p. 3.

18) 日本経済新聞, 1992年10月9日付け記事(カンヌ発=太田記者)。

19) 米国の格付け機関のムーディーズ・インベスターズ・サービスが、金融システム

不安に対する大蔵省・日銀の取り組みの甘さを邦銀の格下げの根拠に指摘したと、報じられている。それによれば、現在A3（シングルAと同じ）である三井など信託銀行三行の格付けを邦銀初のBaa（トリプルB）に引き下げる方向で検討するというのであるが、その理由は、「邦銀の格付けをAクラスにとどめる下支え要因だった行政当局に対する信頼度が低下した」からである。報道は、「米国格付け機関が当局の力を“格下げ”したとも言えそうだ」と論評している。日本経済新聞、1992年11月21日付け記事。

- 20) Basle Committee on Banking Supervision “Minimum Standards for the Supervision of International Banking Groups and their Cross-Border Establishments” (June 1992) の全訳である。なお、訳文についてはバーゼル銀行監督委員会は関知していない。

International banking groups は「国際銀行業グループ」、Cross-border establishments は「国境を越えた営業拠点」、Cross-border banking establishments は「国境を越えた銀行の営業拠点」、と訳した。Home-country authorities は「本国監督当局」、Host-country authorities は「現地監督当局」、さらに Banking group's home-country authorities は「銀行業グループの本国監督当局」、Bank's home-country authorities は「銀行の本国監督当局」、と訳した。Arrangements は「取り決め」、Understanding は「申し合わせ」である。